

条例・規則等の制定改廃

【平成元年以降分】

年月日	条例・規則番号	内 容	概 要
元. 6.26	川西市条例第 2 2 号	川西市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	町名の変更
元.10.11	川西市条例第 2 4 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額の引き上げ等
元.10.11	川西市条例第 2 5 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の増額等
2. 3.30	川西市条例第 4 号	川西市火災予防条例の一部改正	危険物の範囲及び指定数量が見直されたこと等に伴うもの
2. 5.23	川西市規則第 2 6 号	川西市火災予防条例等施行規則の制定	川西市火災予防条例の一部改正に伴う全部改正
2.12.25	川西市条例第 1 9 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額の引き上げ等
3.10. 4	川西市条例第 2 0 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額の引き上げ
3.10. 4	川西市規則第 2 1 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の増額
4. 3.31	川西市条例第 2 7 号	川西市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	住居表示の設置に伴うもの
4. 3.31	川西市条例第 2 号	川西市防災会議条例の一部改正	防災会議の事務所掌の見直し
4. 3.31	川西市条例第 1 1 号	川西市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	近年の火を使用する設備の多様化等に対応するため
4. 3.31	川西市規則第 2 4 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正について	消防本部の事務分掌の見直しによるもの
4. 6.26	川西市条例第 2 8 号	川西市消防団条例の一部改正	報酬及び手当の引き上げ
4. 6.30	川西市規則第 3 4 号	川西市火災予防条例等施行規則の全部改正	火災予防条例の一部改正に伴うもの
4.10.17	川西市条例第 3 6 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額の引き上げ
4.10.17	川西市条例第 3 7 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職金の増額

4.12.24	川西市条例第 3 9 号	川西市消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部改正	賞じゅつ金の支給額の引き上げ
4.12.24	川西市条例第 4 1 号	川西市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	住居表示の設定に伴うもの
5. 3.26	川西市条例第 7 号	川西市消防団条例の一部改正	団員定数 3 8 8 名を 4 1 8 名に改めた
5. 3.31	川西市規則第 1 3 号	川西市消防団規則の一部改正	階級別定数の改正及び第 1 1 分団の創設
5.10. 1	川西市条例第 1 5 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額の引き上げ
5.10. 1	川西市条例第 1 6 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の増額
6. 3.31	川西市規則第 1 9 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	行政文書の A 判化ならびに準則中の様式の変更に伴うもの
6. 3.31	川西市規則第 2 0 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	消防本部の事務分掌の見直しによるもの
6. 7. 1	川西市規則第 3 2 号	川西市消防表彰規則の一部改正	消防団員に対する永年勤続功労章を設ける
6. 9.21	川西市条例第 2 2 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額・扶養加算額・葬祭補償額の引き上げ
6. 9.21	川西市条例第 2 3 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の増額
6.12.22	川西市条例第 3 2 号	川西市火災予防条例の一部を改正	水張検査等の手数料の改正
6.12.22	川西市条例第 3 3 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	健康保険法の一部改正に伴う
7. 6.30	川西市条例第 1 0 号	川西市消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部改正	消防表彰規程の一部改正に伴う
7. 6.30	川西市条例第 1 1 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額・扶養加算額の引き上げ
7. 6.30	川西市条例第 1 2 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ

7. 9.25	川西市条例第 1 7 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	遺族補償年金の引き上げ
8. 3.26	川西市条例第 4 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	損害補償を受ける権利の範囲の拡大
8. 6.21	川西市条例第 9 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	介護補償の創設
8. 6.21	川西市規則第 4 4 号	川西市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則	施設の定め
8. 9.27	川西市条例第 1 2 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
8. 9.30	川西市規則第 5 2 号	川西市消防本部消防職員委員会に関する規則の制定	委員会の設置
9. 4. 1	川西市規則第 2 7 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	川西市事務分掌条例の一部改正に伴う
9. 6.26	川西市条例第 1 6 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額・扶養加算額及び介護補償の額の引き上げ
9. 6.26	川西市条例第 1 7 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
9. 6.26	川西市条例第 1 8 号	川西市火災予防条例の一部を改正	水張検査等の手数料の改正
10. 3.30	川西市条例第 6 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	臓器の移植に関する法律等の制定に伴う
10. 3.30	川西市条例第 7 号	川西市火災予防条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部改正に伴う
10. 5. 1	川西市規則第 3 1 号	川西市消防団員等公務災害補償規則の一部改正	児童福祉法の一部改正に伴う
10. 6.26	川西市条例第 1 9 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償額の引き上げ
10. 9.25	川西市条例第 2 3 号	川西市火災予防条例の一部改正	計量法の全部改正、危政令の一部改正に伴う
11. 3.31	川西市規則第 2 8 号	川西市火災予防条例施行規則の一部改正	計量法の全部改正、危政令の一部改正に伴う

11. 6.25	川西市条例第 1 7 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額及び介護補償額の引き上げ
11. 6.25	川西市条例第 1 8 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
11. 9.29	川西市条例第 2 2 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	国民金融公庫法の一部改正に伴う
12. 3.29	川西市条例第 1 号	川西市火災予防条例の一部を改正	手数料の改正 施設名の改称
12. 3.29	川西市条例第 6 号	川西市消防団条例の一部改正	民法の一部改正に伴う
12. 3.31	川西市規則第 3 1 号	川西市危険物規制規則の一部改正	二重規定の削除
12. 3.31	川西市規則第 3 2 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	手数料の納付時期について
12. 3.31	川西市規則第 5 1 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	川西市事務分掌規則の改正に伴う
12. 6.28	川西市条例第 2 2 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額、介護補償額 葬祭補償額の引き上げ 原子力災害対策特別措置法の施行に伴う
12. 6.28	川西市条例第 2 3 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
12.12.25	川西市条例第 2 9 号	中央省庁等改革関係法施行法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例	火災予防条例、川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、川西市消防団員等公務災害条例中「自治省令」を「総務省令」に
12.12.25	川西市条例第 3 1 号	川西市火災予防条例の一部改正	建築基準法の一部改正に伴う
13. 4. 1	川西市規則第 3 4 号	川西市消防団員等公務災害補償条例（準則）第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則（準則）の一部改正	自治省告示第 8 6 号の一部改正に伴う 題名の改正 準則→例
13. 6.29	川西市条例第 1 4 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償額の引き上げ

13. 6.29	川西市条例第 1 5 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
14. 2.28	川西市規則第 4 号	消防信号等に関する規則の一部改正	保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う
14. 3.25	川西市規則第 9 号	川西市消防団員等公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則の一部改正	少年法等の一部改正に伴う
14. 3.28	川西市条例第 1 0 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防法の一部改正及び危険物の規制に関する制令の一部改正に伴う
14. 7. 1	川西市条例第 2 7 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の制定に伴う
14. 7. 1	川西市条例第 2 8 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
14. 9.24	川西市条例第 3 1 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防法の一部改正に伴う
14. 9.24	川西市規則第 6 1 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	消防法の一部改正に伴う
15. 4. 1	川西市条例第 1 6 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	基礎補償額等の引き下げ
15. 7. 1	川西市条例第 1 7 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
15. 9.10	川西市規則第 5 6 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	消防法の一部改正に伴う
16. 3.29	川西市条例第 4 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防法の一部改正に伴う
16. 3.29	川西市規則第 1 1 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	消防法の一部改正に伴う
16. 3.29	川西市規則第 2 1 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	消防本部の事務分掌の見直しによるもの
16. 4. 1	川西市条例第 1 1 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	基礎補償額等の引き下げ
16. 6.28	川西市条例第 1 2 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ

16. 9. 1	川西市規則第 4 1 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	消防組織法及び消防法の一部改正に伴う
17. 3.31	川西市規則第 1 5 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	川西市事務分掌規則の改正に伴う
17. 7. 1	川西市条例第 1 3 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防法の一部改正に伴う
17. 7. 1	川西市条例第 1 4 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
17. 9.29	川西市条例第 1 9 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防法の一部改正に伴う
18. 3.27	川西市条例第 7 号	川西市火災予防条例の一部改正	山林等における喫煙制限
18. 4. 3	川西市条例第 3 0 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	補償基礎額等の引き下げ
18. 6.26	川西市条例第 3 3 号	川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	退職報償金の引き上げ
18. 6.26	川西市規則第 4 3 号	川西市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則の一部改正	「監獄」を「刑事施設」に
18. 9.21	川西市条例第 3 9 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	障害者自立支援法の一部改正
18. 9.21	川西市条例第 4 0 号	川西市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	消防組織法の一部改正（条ずれ）
18. 9.21	川西市規則第 5 8 号	川西市非常勤消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則の廃止	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
18. 9.21	川西市規則第 5 9 号	川西市消防団規則等の一部改正	消防組織法の一部改正（条ずれ）
18.12.22	川西市条例第 4 9 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	消防団員等損害補償基準政令の一部改正
18.12.22	川西市条例第 5 0 号	川西市消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部改正	消防団員等損害補償基準政令の一部改正（「障害等級」）

18.12.22	川西市規則第 8 9 号	川西市消防団員等に係る公務災害補償の支給等に関する規則制定	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
18.12.22	川西市規則第 9 0 号	川西市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則制定	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
19. 3.30	川西市規則第 1 6 号	川西市消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金等支給条例施行規則の一部改正	地方自治法の一部改正（「助役」から「副市長」）に伴う
19. 6.25	川西市条例第 1 7 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	消防団員等損害補償基準政令の一部改正（「扶養親族の加算額」）
20. 3.31	川西市規則第 8 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	川西市事務分掌条例の一部改正（組織改編）
20. 4. 1	川西市条例第 2 8 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	消防団員等損害補償基準政令の一部改正（「扶養親族の加算額」）
20. 4.30	川西市規則第 3 0 号	川西市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	消防団員等損害補償基準政令に基づく告示の一部改正（「介護補償の額」）
20. 8.20	川西市規則第 4 3 号	川西市消防吏員の服制に関する規則の一部改正	消防吏員の服制の第 2 条関係の一部改正
21. 2. 9	川西市規則第 2 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	消防法の一部改正
21. 6.24	川西市条例第 2 0 号	川西市消防団条例の一部改正	任用年齢上限撤廃、休団制度
21.12.22	川西市条例第 3 0 号	川西市消防団員等公務災害補償条例及び川西市消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部改正	消防法の一部改正（条ずれ）等
22. 4. 1	川西市規則第 2 8 号	川西市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	消防団員等損害補償基準政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部改正（「介護補償の額」）

22. 6.28	川西市条例第 1 5 号	川西市火災予防条例の一部改正	平成 2 2 年総務省令第 2 6 号の制定等に伴う
22. 9.17	川西市条例第 1 8 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正
22.11.30	川西市条例第 2 4 号	川西市火災予防条例の一部改正	平成 2 2 年総務省令第 8 6 号 及 び 平 成 2 2 年 政 令 第 1 9 3 号の制定等に伴う
23. 3. 1	川西市規則第 3 号	川西市消防団員等に係る公務災害補償の支給等に関する規則の一部改正	障害等級表（別表第 2）の改正
23. 4. 1	川西市規則第 2 0 号	川西市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	消防団員等損害補償基準政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部改正（「介護補償の額」）
23. 9.29	川西市条例第 1 9 号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
24. 4. 1	川西市規則第 2 5 号	川西市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	消防団員等損害補償基準政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部改正（「介護補償の額」）
24. 5. 7	川西市条例第 2 3 号	川西市火災予防条例の一部改正	危険物の規制に関する政令の一部改正
24. 9.27	川西市条例第 2 5 号	川西市火災予防条例の一部改正	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等
24.12. 1	川西市規則第 5 7 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	川西市火災予防条例の一部改正

24.12.28	川西市条例第 3 0 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防事務に関する証明及び再交付に係る手数料を徴収する
25. 3.29	川西市規則第 9 号	川西市火災予防条例等施行規則の一部改正	川西市火災予防条例の一部改正
25. 4. 1	川西市条例第 1 9 号	川西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行
25.12.24	川西市条例第 2 4 号	川西市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	南消防署暫定移転に伴う所在地等の改正
26. 3.26	川西市条例第 2 号	川西市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定
26. 3.26	川西市条例第 3 号	川西市火災予防条例の一部改正	消防法施行令の一部改正
26. 3.31	川西市規則第 9 号	川西市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	南消防署暫定移転に伴う分掌事務等の改正

消 防 本 部 の 沿 革

昭和 3 6 年	8 月	・ 消防本部を設置。市役所に本部を置き、助役 荻阪 納氏が事務取扱として初代消防長に就任。消防車 2 台と消防職員 8 名をもって発足する。
昭和 3 7 年	1 2 月	・ 中短波無線電話装置を購入配置する。
昭和 3 8 年	5 月	・ 消防署設置義務都市に指定される。
	1 0 月	・ 災害応急対策活動の相互応援に関して 6 市 1 町（尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町）の各市町長協定に基づき、消防相互応援に関する覚書を交換する。
昭和 3 9 年	6 月	・ 市役所より貨客車の配給を受け、指令車兼救急車として救急業務を開始する。
	7 月	・ 川西市美園町 4 番 1 0 号（昭和 4 1 年 1 0 月 3 日住居表示変更）に消防庁舎を建設、新庁舎で業務を開始する。
昭和 4 0 年	4 月	・ 消防本部に消防署を設置する。消防次長 山本治雄氏が消防署長を兼務、総員 2 7 名で消防署の業務を開始する。
		・ 全国消防長会に加入する。
	7 月	・ A 型救急自動車 1 台を購入配置する。
	1 0 月	・ 4 m 級水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入配置する。
昭和 4 1 年	5 月	・ 赤バイ（300 cc）1 台を購入配置する。
	6 月	・ 2 代目消防長として、山本治雄氏が就任、消防署長を兼務する。
	9 月	・ 超短波無線電話装置を新規設置する。
	1 0 月	・ 水難救助ボ - トを購入配置する。
昭和 4 2 年	3 月	・ 消防力拡充強化により消防庁長官表彰を受け、竿頭綬を授与される。
	4 月	・ 大阪府豊能郡能勢町と消防相互応援協定を締結する。
	1 0 月	・ 3 m 級水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入配置する。これに伴い、老朽化水槽付消防ポンプ自動車を廃車する。
	1 1 月	・ 消防救助隊発足する。
昭和 4 3 年	3 月	・ 災害の防除と消防力の強化により、消防庁長官より表彰を受け、表彰旗を授与される。
	4 月	・ 川西市青年会議所より単車の寄贈を受ける。
	6 月	・ 指令車兼救急車 1 台を購入配置する。これに伴い従来の指令車兼救急車を廃車する。
	1 2 月	・ 化学消防ポンプ自動車 1 台を購入配置する。
昭和 4 4 年	3 月	・ 庁舎狭隘のため、消防庁舎を増築する。
	4 月	・ 昭和 3 8 年 1 0 月 6 市 1 町で交わした消防相互応援に関する覚書を廃止し、新しく消防相互応援に関する覚書を交換する。
		・ 消防本部・署に危険物係、機械係を新設する。
	5 月	・ 大阪府池田市と消防相互応援協定を締結する。
		・ 査察（パトロール）車 1 台を購入配置する。
昭和 4 5 年	7 月	・ 中国縦貫自動車道路、宝塚、池田インターチェンジ間における消防相互応援協定を 4 市（宝塚市、池田市、伊丹市、川西市）で締結する。
	1 0 月	・ 消防本部・署の機構を改正、5 係を 3 課 6 係に改める。
	1 1 月	・ 日本損害保険協会から化学消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受ける。

昭和46年	1月	・2m級消防ポンプ自動車1台を購入配置する。これにより、現有消防ポンプ自動車を消防団に配置する。
昭和46年	9月	・消防本部に望楼監視テレビを購入設置する。
	12月	・川西市寺畑在住の浅井鉞次郎氏より15m級スノーケル消防ポンプ自動車1台の寄贈を受ける。 ・資機材積載車1台を購入配置する。
昭和47年	1月	・川西市久代3丁目16番26号に消防署久代出張所庁舎を建設。化学消防ポンプ自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、人員10名をもって業務を開始する。 ・赤バイ(125cc)1台購入、久代出張所に配置する。
昭和48年	1月	・2m級消防ポンプ自動車1台を購入配置する。
	2月	・防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、3m級水槽付消防ポンプ自動車1台を購入配置する。
	3月	・資機材積載車1台を購入配置する。
	4月	・川西市消防本部・消防署の組織を改正、消防本部3課6係、消防署4係に改める。 ・川西市見野字大根畑39番地に消防署東谷分署庁舎を建設。3係を置き、水槽付消防ポンプ自動車1台、資器材積載車1台、人員15名をもって業務を開始する。 ・川西市消防署久代出張所に所長を置く。 ・消防長の階級を消防監に改正する。
	8月	・中国縦貫自動車道路、吹田、宝塚インターチェンジ間における消防相互応援協定を6市(吹田市、豊中市、池田市、川西市、伊丹市、宝塚市)で締結する。これにより昭和45年7月宝塚、池田インターチェンジ間における消防相互応援協定は廃止された。
	12月	・日本自動車工業会から3B型救急自動車の寄贈(一部市負担)を受ける。 ・2m級消防ポンプ自動車1台を購入配置する。
昭和49年	2月	・大阪府豊中市、箕面市と消防特別相互応援協定を締結する。
	10月	・3代目消防長として、中川義一氏が就任する。 ・宅地造成団地清和台に市宅地開発指導要綱に基づき、消防署清和台出張所庁舎を建設する。水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、人員10名をもって業務を開始する。
	11月	・32mはしご付消防ポンプ自動車1台を購入配置する。
昭和50年	3月	・防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により2m級消防ポンプ自動車1台を購入配置する。
	4月	・日本損害保険協会から2B型救急自動車の寄贈(一部市負担)を受け、川西市消防署東谷分署に配置、救急業務を開始する。 ・昭和40年7月購入のA型救急自動車を廃棄する。
	10月	・中国自動車道のうち、兵庫県の区域における消防業務について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、神戸市、吉川町、加東消防事務組合、加西市、福崎町、香寺町、夢前町、安富町、山崎町、南光町、佐用町、上月町の相互間において消防相互応援協定を締結する。
	11月	・昭和42年4月大阪府豊能郡能勢町と結んだ消防相互応援協定を廃止し、新しく消防相互応援協定を締結する。 ・大阪府豊能郡東能勢村と消防相互応援協定を締結する。 ・消防署東谷分署に予防係を設置する。

昭和 5 1 年	4 月	・ 4 代目消防長として、小畑千別氏が就任する。 ・ 中国自動車道のうち、兵庫県の区域における消防業務について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、神戸市、吉川町、加東消防事務組合、加西市、中播消防事務組合、安富町、山崎町、佐用郡消防事務組合の相互間において消防相互応援協定を締結する。これにより、昭和 5 0 年 1 0 月 1 6 日中国自動車道兵庫県区域での消防相互応援協定は廃止された。 ・ 宅地造成団地、多田グリーンハイツに市宅地開発指導要綱に基づき、消防署多田出張所庁舎を建設する。水槽付消防ポンプ自動車 1 台、消防ポンプ自動車 1 台、救助工作車 1 台、人員 1 0 名をもって業務を開始する。
昭和 5 2 年	5 月	・ 全国消防長会財政委員会委員の委嘱を受ける。
	6 月	・ 川西市火打 1 丁目 1 2 番 1 1 号に消防本部庁舎を建設、新庁舎で業務を開始する。 ・ 川西市美園町 4 番 1 0 号の旧庁舎は、消防署（本署）として使用する。
	1 0 月	・ 消防本部に国消基準 B 型消防救急指令装置を購入設置する。
	1 1 月	・ 消防本部の組織を改正、通信係を設置する。 ・ 3 課 7 係に改め、人員 1 0 名で指令装置の運用を開始する。 ・ 川西市消防本部（署）設置条例の改正により、市消防署は南消防署に改め、東谷分署は北消防署に昇格、これにより久代出張所は南消防署に、清和台、多田出張所は北消防署の管轄に改める。 ・ 川西ライオンズクラブよりレコーディングレサシアン 1 体、救助等講習用フィルムの寄贈を受ける。
昭和 5 3 年	4 月	・ 空港周辺整備計画により、財団法人航空振興財団から 4 型化学消防ポンプ自動車 1 台の貸与を受ける。
	6 月	・ 川西市萩原 1 丁目の荒木貞夫氏より蘇生器 1 台、レコーディングレサシアン 1 体の寄贈を受ける。
	1 1 月	・ 県下 1 7 消防長・消防署長及び庶務係長会は、昭和 5 3 年 1 1 月 2 日佐用郡広域行政事務組合消防本部での会議を最後に発展的に解消する。
昭和 5 4 年	1 月	・ 日本損害保険協会から 3 B 型救急自動車の寄贈（一部市負担）を受け南消防署に配置。これにより昭和 4 8 年 1 2 月日本自動車工業会からの 3 B 型救急自動車を廃車する。
	4 月	・ 川西市消防本部の組織を改正、消防本部 3 課 7 係は係制度を廃止、3 課に改め主査制度を導入する。 ・ 施設の拡充強化のため、川西ライオンズクラブから船外機付救助用ゴムボート、軽四輪広報車の寄贈を受け北消防署に配置する。
	6 月	・ 中国自動車道のうち吹田 I C にジャンクションが完成したことにより茨木、宝塚 I C 間における消防相互応援協定を 7 市（茨木市、吹田市、豊中市、池田市、川西市、伊丹市、宝塚市）で締結する。これにより昭和 4 8 年 8 月 1 日締結の協定書は廃止となる。
	1 1 月	・ 宍粟郡広域消防事務組合の発足により中国自動車道のうち兵庫県区域における消防相互応援協定を 1 1 市町（川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、神戸市、吉川町、加東消防事務組合、加西市、中播消防事務組合、宍粟広域消防事務組合、佐用郡広域行政事務組合）で締結する。これにより、昭和 5 1 年 4 月 9 日締結の協定書は廃止となる。
	1 2 月	・ 消防専用無線電話装置（県波）新規設置する。
昭和 5 5 年	1 月	・ 昭和 2 年頃にできた団旗は傷みが激しいため、新しく川西消防旗を購入する。

昭和55年	3月	・川西ライオンズクラブ及び、川西中央ライオンズクラブより消防活動の活用のため充電式作業灯の寄贈を受ける。
昭和56年	1月	・南消防署庁舎屋上に設置している空中無線（アンテナ）を消防本部庁舎屋上に移設し、救急及び災害時の通信体制の強化充実を図る。
昭和56年	3月	・財団法人航空公害防止協会よりの寄付金にて、化学消防ポンプ自動車の水槽タンク2,500ℓ取付及び薬液タンク改造、ボディー関係解体等の改造を行い防災体制の強化を図る。 ・南消防署に配置していた水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、防衛施設周辺消防施設助成事業補助金を受け、購入配置し消防力の充実を図る。
	4月	・兵庫県救急医療情報システムの運用を開始する。
	6月	・北消防署清和台出張所に救助訓練を行う訓練塔を設ける。
	10月	・日本損害保険協会から消防ポンプ自動車1台の寄贈を受ける。
	11月	・川西ライオンズクラブより防火広報用資器材の寄贈を受ける。
昭和57年	4月	・5代目消防長として、田家省作氏が就任する。 ・川西市消防本部の組織を改正、本部予防課の一般予防事務を消防署に移管する。
	5月	・昭和44年5月購入の査察（パトロール）車が老朽化のため更新する。
	6月	・昭和43年6月購入の指令車兼救急車が老朽化のため更新する。
	10月	・川西ライオンズクラブよりレコーディング・レサシアン1体、防火映画フィルム1巻の寄贈を受ける。
昭和58年	6月	・三木市吉川町消防事務組合の発足により中国自動車道のうち兵庫県区域内における消防相互応援協定を11市町（川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、神戸市、三木市、吉川町消防事務組合、加東消防事務組合、加西市、中播消防事務組合、宍粟広域消防事務組合、佐用郡広域行政事務組合）で締結する。これにより、昭和54年11月締結の協定書は廃止となる。 ・消防車積載の消防ホースを50mmに切替する。
	9月	・救急車購入、北消防署に配置する。
昭和59年	9月	・昭和49年購入のはしご車の第2回目オーバーホールを実施する。
	10月	・南消防署に配置していた消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、国庫補助金を受け購入配置し消防力の充実を図る。
	11月	・川西ライオンズクラブより水難救助用アルミボートの寄贈を受ける。
昭和60年	7月	・無線制御による消防用防災サイレンを川西地区は、久代出張所に多田地区は、多田公民館に設置する。
	10月	・I型化学消防ポンプ自動車を国庫補助を受け購入、北消防署に配置する。
昭和61年	3月	・救急車購入、南消防署に配置する。
	4月	・6代目消防長として、渡辺国太郎氏が就任する。
	7月	・B型肝炎予防ワクチン接種を開始する。
	11月	・北消防署に配置していた消防ポンプ自動車を、国庫補助金を受け購入配置し消防力の充実を図る。
昭和62年	8月	・大阪府、兵庫県内14都市で大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定を締結する。
	10月	・大阪府能勢町、豊能町と救急応援を新たに加えて消防相互応援協定を締結する。これにより、昭和50年11月締結の協定書は廃止となる。
昭和62年	11月	・昭和48年購入の消防ポンプ自動車および昭和45年購入の化学消防ポンプ自動車を、国庫補助を受け更新する。

昭和 63 年	1 月	・南消防署久代出張所、狹隘のため事務室等増築する。
	7 月	・中国自動車道神戸・三田インターチェンジが供用開始されることに伴い、中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定を締結する。これにより、昭和 58 年 4 月締結の協定書は廃止となる。
	8 月	・兵庫県下市町相互の消防広域応援体制を確立して、大規模災害等に対処するために、兵庫県広域消防相互応援協定を締結する。
平成 元年	10 月	・昭和 46 年購入の屈折はしご車を、国庫補助を受け 15 m 級はしご車を購入する。
	1 月	・特別救助隊の設置義務により、国庫補助を受け、救助工作車 型及び救助資機材を購入する。
	12 月	・消防用無線機（基地・固定局）の本部市波・県波・救急波及び北署市波 4 基を更新する。
平成 2 年	2 月	・昭和 48 年購入の消防ポンプ自動車、昭和 49 年購入の水槽付消防ポンプ自動車を、国庫補助を受け更新する。
	10 月	・昭和 54 年購入の救急車を、財団法人航空公害防止協会の助成を受け更新する。
	11 月	・昭和 50 年購入の消防ポンプ自動車を、防衛施設庁の補助を受け更新する。
	12 月	・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部よりレコーディング・レサシアン 3 体、他 3 点の寄贈を受ける。
平成 3 年	2 月	・昭和 51 年購入の救助工作車を、財団法人航空公害防止協会の助成を受け更新する。
	4 月	・7 代目消防長として、池田与吉氏が就任する。 ・中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定の通常応援出動区分表の一部変更に伴い、新たに締結する。これにより、昭和 63 年 7 月締結の協定書は廃止となる。
平成 4 年	1 月	・昭和 49 年購入の指令車を更新する。
	3 月	・昭和 49 年購入の積載車、昭和 58 年購入の救急車を更新する。
	7 月	・中国自動車道加西インターチェンジの供用開始に伴い、中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定の一部を改正する協定書を締結する。
	9 月	・救急救命士法施行に伴う初の救急救命士を養成するため、神戸市救急救命士養成所に派遣する。
	12 月	・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部より、レコーディング・レサシアン 2 体、他 2 点の寄贈を受ける。
平成 5 年	2 月	・兵庫県と兵庫衛星通信ネットワーク設備の設置及び、管理運営に関する協定書を締結する。
	3 月	・昭和 52 年財団法人航空振興財団から寄贈を受けた化学消防ポンプ自動車を、国庫補助を受け I 型化学消防ポンプ自動車に更新する。 ・拡大された応急処置の 9 項目対応救急資機材、2 式を県費補助を受け導入する。
	4 月	・救急救命士を養成するため、救急救命中央研修所（東京都）へ 1 名派遣する。
	5 月	・国家試験合格により初の救急救命士が誕生する。
	10 月	・消防業務実務研修（人事交流）のため、宝塚市へ 1 名派遣する。
	10 月	・昭和 61 年度購入の救急車が老朽のため、大阪国際空港周辺対策基金の助成を受け、高規格救急車に更新し、救急救命士による運用を開始する。
平成 6 年	2 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 3 名派遣する。（前期 1 名・後期 2 名）
	4 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 3 名派遣する。（前期 1 名・後期 2 名）
	6 月	・ダイハツ工業株式会社から、ミニ消防車用の軽自動車 1 台の寄贈を受ける。
	8 月	・三栄源エフ・エフ・アイ株式会社から幼年消防クラブ発足に伴い、法被 700 着の寄贈を受ける。

平成 6 年 1 0 月	・昭和 4 9 年購入の 3 2 m 級はしご車を、国庫補助を受け 5 0 m 級はしご車に更新する。
1 2 月	・消防業務実務研修（人事交流）のため、宝塚市へ 1 名派遣する。 ・救急救命士法に定める救命処置を実施するため、市救急告示 4 病院へ心電図伝送受信装置を設置する。 ・消防救急体制の充実強化を図るため、拡大 9 項目救急資器材 1 式を、県費補助を受け導入する。 ・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部から、レコーディング・レサシアン 1 体、発煙器、他 1 点の寄贈を受ける。
平成 7 年 4 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 2 名（前期 1 名・後期 1 名）救急救命東京研修所へ 1 名（後期）派遣する。
5 月	・消防防災施設災害復旧費補助を受け耐震性貯水槽（6 0 m ³ ）1 基を市営加茂団地敷地内に設置する。
8 月	・昭和 5 7 年購入の指令車を、（財）空港環境整備協会から助成を受け更新する。
9 月	・昭和 5 6 年（社）日本損害保険協会から寄贈を受けた消防ポンプ自動車を、再び同協会から消防ポンプ自動車（C D - ）の寄贈を受け更新する。
1 0 月	・8 代目消防長として、上浦和祥氏が就任する。 ・消防業務実務研修（人事交流）のため、宝塚市へ 1 名派遣する。
1 2 月	・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部から、救急用資器材、潜水器具一式、空気呼吸器用軽量ボンベ（7 本）の寄贈を受ける。
平成 8 年 2 月	・昭和 5 6 年防衛施設周辺消防施設助成を受けた水槽付消防ポンプ自動車を、国庫補助を受け更新する。
4 月	・南署・北署共用の施設として、錦松台に消防訓練場を開設する。 ・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 4 名派遣する。（前期 2 名・後期 2 名）
平成 9 年 3 月	・消防防災設備費補助を受け、耐震性貯水槽（6 0 m ³ ）1 基を萩原台 1 0 号第 2 公園内に設置する。 ・消防防災設備費補助及び（財）空港環境整備協会から助成を受け、消防緊急情報システムを構築する。 ・消防防災設備費補助を受け、高度救助資器材を購入し北消防署清和台出張所に配備する。 ・兵庫県費補助を受け、救急車を高規格救急車に更新した。 ・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部から、赤パイの寄贈を受け、県下初の緊急消防赤パイとして北消防署に配備する。
4 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 4 名派遣する。（前期 2 名・後期 2 名）
7 月	・日本消防協会から婦人防火クラブや女性消防団用として C 1 級小型動力ポンプ付軽積載車の寄贈を受ける。
1 1 月	・（財）空港環境整備協会から助成を受け、防火水槽（4 0 m ³ ）1 基を加茂 2 丁目地内に設置する。
1 2 月	・震災対策として耐震性貯水槽（6 0 m ³ ）1 基を向陽台 3 丁目桜の公園に設置する。 ・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部から潜水器具、救助用資機材、救急用資機材点検器、防火管理者講習用スライド映写機、1 6 mm フィルムの寄贈を受ける。

平成10年	3月	・（財）空港環境整備協会から助成を受け、飲料水兼用耐震性貯水槽（100m³）1基を久代3丁目久代小学校内に設置する。 ・携帯電話からの119番通報が代表消防本部（尼崎市）から転送受信ができるよう、指令台を整備する。
	4月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ1名派遣する。
	10月	・消防業務実務研修（人事交流）のため、宝塚市へ1名派遣する。
	12月	・消防防災施設整備費補助に係る補助事業により、耐震性貯水槽（60m³）1基を大和平木谷公園内に設置する。 ・社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部からスキルメータ・レサシアン1体、マルチメディアプロジェクト1基、ビデオ・デッキ1基の寄贈を受ける。
平成11年	3月	・自主防災組織緊急育成支援事業として、県費補助を受け、防災資機材を購入し、清和台東防災会、多田東小学校区コミュニティ自主防災会、陽明地区自主防災会へ配備する。 ・消防防災施設整備費補助に係る補助事業により、飲料水兼用耐震性貯水槽（100m³）1基を北消防署敷地内に設置する。 ・消防防災設備整備費補助に係る補助事業により、南消防署救急車を高規格救急車（四輪駆動）に更新する。 ・現場活動での機能性の向上と隊員の安全確保を図るため、全職員の防火衣を、新規格のISO規格に適合した防火衣に更新する。 ・広域航空消防防災応援活動のため、兵庫県消防防災航空隊へ1名派遣（2年1か月）する。
	4月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ1名派遣する。
	10月	・救急救命士養成のため、救急救命東京研修所へ1名派遣する。 ・消防業務実務研修（人事交流）のため、宝塚市へ1名派遣する。
平成12年	3月	・自主防災組織緊急育成支援事業として、県費補助を受け、防災資機材を購入し、川西小学校区自主防災会、久代自主防災会へ配備する。 ・久代出張所の消防ポンプ自動車と北署の器具積載車を更新配備する。 ・多田出張所の器具積載車を廃止する。 ・高規格救急車等整備事業として県費補助を受け、北消防署の救急車を高規格救急車に更新配備する。 ・消防防災施設整備費補助に係る補助事業により、飲料水兼用耐震性貯水槽（100m³）1基を向陽台1丁目市民体育館敷地内に設置する。
	4月	・消防本部発足以来初めて、女性消防吏員を2名採用する。 ・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ1名派遣する。
	10月	・救急救命士養成のため、救急救命東京研修所へ1名派遣する。
	12月	・隔日勤務者特別健康診断を開始する。
平成13年	1月	・自主防災組織緊急育成支援事業として、県費補助を受け、防災資機材を購入し、加茂小学校区コミュニティ推進協議会防災会へ配備する。
	3月	・自主防災組織緊急育成支援事業として、県費補助を受け、防災資機材を購入し、東谷地区自主防災会へ配備する。 ・全職員の作業服を更新する。
	4月	・9代目消防長として山影春夫氏が就任する。
	10月	・阪神北部広域行政研究会の活動の一環として行う消防業務実務研修（人事交流）のため、伊丹市及び猪名川町へ各1名派遣する。

平成 14 年	1 月	・市町村消防設備整備費補助に係る補助事業により、北消防署の消防ポンプ自動車及び南消防署の高規格救急車を更新配備する。
平成 14 年	2 月	・自主防災組織緊急育成支援事業として、県費補助を受け、防災資機材を購入し、川西北小学校区自主防災会、川西桜が丘小学校区自主防災会へ配備する。
	4 月	・10 代目消防長として杉昭治郎氏が就任する。
	10 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 1 名派遣する。 ・阪神北部広域行政研究会の活動の一環として行う消防業務実務研修（人事交流）のため、宝塚市及び猪名川町へ各 1 名派遣する。
平成 15 年	3 月	・消防防災設備等整備費補助に係る補助事業により、北消防署の水槽付消防ポンプ自動車を災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に更新配備する。 ・消防防災設備等整備費補助に係る補助事業により、北消防署の単相波形式の半自動式除細動器 1 基を二相波形式の除細動器に更新する。
	4 月	・11 代目消防長として塩川芳則氏が就任する。 ・北消防署配置の救急車のうち 1 台を多田出張所に分散配置し、10 名の追加人員配置により救急業務を開始する。
	10 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 2 名派遣する。 ・阪神北部広域行政研究会の活動の一環として行う消防業務実務研修（人事交流）のため、伊丹市及び宝塚市へ各 1 名派遣する。
平成 16 年	3 月	・消防防災設備等整備費補助に係る補助事業により、多田出張所の水槽付消防ポンプ自動車を災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に更新配備する。 ・消防防災設備等整備費補助に係る補助事業により、清和台出張所の救助工作車（型）及び救助資機材を救助工作車（型）に更新配備する。
	10 月	・救急救命士養成のため、神戸市救急救命士養成所へ 1 名派遣する。 ・阪神北部広域行政研究会の活動の一環として行う消防業務実務研修（人事交流）のため、伊丹市及び猪名川町へ各 1 名派遣する。
平成 17 年	1 月	・消防防災設備等整備費補助に係る補助事業により、多田出張所の消防ポンプ自動車を災害対応特殊消防ポンプ自動車に更新配備する。
	3 月	・消防防災設備等整備費補助に係る補助事業により、北消防署の高規格救急車を災害対応特殊救急自動車に更新配備する。 ・消防情報支援システム（消防 O A ）を更新配備する。
	10 月	・救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
	11 月	・従来の代表消防本部による携帯電話からの 119 番通報を、直接受信できる体制に改め運用開始する。
平成 18 年	1 月	・南消防署の平成 3 年購入の救助工作車を更新配備する。
	2 月	・南消防署の平成 2 年購入の消防ポンプ自動車を、防衛施設庁の補助を受け更新配備する。 ・久代出張所の昭和 62 年購入の化学消防ポンプ自動車を、更新配備する。
	9 月	・救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
平成 19 年	2 月	・南消防署の平成 11 年購入の高規格救急車を更新配備する。
	3 月	・南消防署の平成 2 年購入の器具積載車を更新配備する。 ・北消防署の平成 4 年購入の指揮車を更新配備する。
	10 月	・川西市及び猪名川町消防指令センターが稼働開始する。
平成 20 年	2 月	・北消防署の高規格救急車を更新配備する。
	3 月	・平成 8 年に開設した錦松台訓練場に代えて、火打に訓練場を開設する。

平成 20 年	4 月	・ 12 代目消防長として今西慶春氏が就任する。 ・ 広域航空消防防災応援活動のため、兵庫県消防防災航空隊へ 1 名派遣（3 年 1 か月）する。
	9 月	・ 救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 2 名派遣する。
	10 月	・ 北消防署のはしご自動車を廃止する。
平成 21 年	9 月	・ 救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
平成 22 年	2 月	・ 南消防署の平成 14 年購入の高規格救急車を更新配備する。 ・ 清和台出張所の平成 7 年購入の消防ポンプ自動車を更新配備する。
	4 月	・ 宝塚市、川西市及び猪名川町消防広域化協議会事務局へ 1 名派遣する。
	9 月	・ 救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
平成 23 年	2 月	・ 消防防災施設等整備費補助に係る補助事業により、南消防署の水槽付消防ポンプ自動車を災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（CAFS 付）に更新配備する。
	4 月	・ 13 代目消防長として小西勝典氏が就任する。 ・ 川西市及び猪名川町消防指令センターを閉鎖し、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターとして宝塚市消防本部へ統合移転し、稼働する。 ・ 宝塚市、川西市及び猪名川町消防通信指令事務協議会へ 9 名派遣する。
	9 月	・ 救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
平成 24 年	9 月	・ 救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
平成 25 年	2 月	・ 消防防災施設等整備費補助に係る補助事業により、北消防署多田出張所の高規格救急車を災害対応特殊救急自動車に更新配備する。
	3 月	・ 消防防災通信基盤整備費補助に係る補助事業により、消防救急デジタル無線施設を整備する。
	4 月	・ 14 代目消防長として藪野正巳氏が就任する。
	9 月	・ 救急救命士養成のため、兵庫県救急救命士養成所へ 1 名派遣する。
平成 26 年	4 月	・ 15 代目消防長として西井一成氏が就任する。 ・ 南消防署を、老朽化による新庁舎建設までの間、暫定的に N T T 西日本 川西別館へ移転する。

事 務 分 掌

消 防 本 部

総 務 課

- (１) 消防に関する企画調整に関すること。
- (２) 消防長の秘書に関すること。
- (３) 消防の交際及び渉外に関すること。
- (４) 儀式及び表彰に関すること。
- (５) 消防長会に関すること。
- (６) 消防諸団体に関すること。
- (７) 公告及び令達並びに例規等の審査に関すること。
- (８) 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (９) 職員の人事に関すること。
- (10) 職員の給与等に関すること。
- (11) 職員の研修（救急隊員の研修を除く。）に関すること。
- (12) 職員の福利厚生に関すること。
- (13) 消防職員委員会に関すること。
- (14) 補助金等の申請に関すること。
- (15) 庁舎の管理に関すること。
- (16) 公有財産の管理（他課及び署に属するものを除く。）に関すること。
- (17) 物品の管理（使用中の物品に係る管理を除く。）に関すること。
- (18) 消防年報に関すること。
- (19) 消防団に関すること。
- (20) 消防協力者の災害給付に関すること。
- (21) 他課に属さないこと。
- (22) 本部並びに課、消防課及び予防課の庶務に関すること。

予 防 課

- (１) 火災予防の広報に関すること。
- (２) 火災予防の査察及び指導に関すること。
- (３) 火災予防に関する届出等に関すること。
- (４) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の指導及び検査に関すること。
- (５) 非常用エレベーター、緊急離着陸場その他消防活動を支援する設備の指導及び検査に関すること。
- (６) 火災予防対策に関すること。
- (７) 防火管理講習会に関すること。
- (８) 防火・防災管理の指導に関すること。
- (９) 建築物等の同意に関すること。
- (10) 危険物の貯蔵及び取扱いに関すること。
- (11) 危険物製造所等の許可、検査及び届出に関すること。
- (12) 危険物の運搬に関すること。

- (13) 消防法（昭和23年法律第186号）第16条の3の2に規定する原因調査に関する
こと。
- (14) 液化石油ガスの意見書に関すること。
- (15) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例
第53号）の規定により処理することとされる液化石油ガス等の事務に関すること。
- (16) 消防クラブに関すること。
- (17) 防火関係団体に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、火災予防に関すること。

消 防 課

- (1) 消防警備及び災害防ぎょ対策に関すること。
- (2) 救急救助に関すること。
- (3) 救急隊員の研修に関すること。
- (4) 消防相互応援及び緊急消防援助隊に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害その他の災害調査（前項第13号に規定する原因調査を除く。）に
関すること。
- (6) 消防水利の整備計画その他消防水利に関すること。
- (7) 宅地造成事業に係る防災指導に関すること。
- (8) 消防計画及び消防訓練に関すること。
- (9) 消防機械器具に関すること。
- (10) 消防緊急情報システムの運用及び保守に関すること。
- (11) 消防統計に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、警防に関すること。

消 防 署

庶務係

- (1) 署員の身分及び服務に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 他の係に属さないこと。

予防係（北消防署に置く。）

- (1) 火災予防の広報に関すること。
- (2) 火災予防の査察及び指導に関すること。
- (3) 火災予防に関する届出等に関すること。
- (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の指導及び検査に関すること。
- (5) 水圧シャッター等の消防活動を支援する設備の指導及び検査に関すること。
- (6) 防火管理の指導に関すること。
- (7) 建築物等の同意に関すること。
- (8) 危険物の貯蔵及び取扱いに関すること。
- (9) 危険物の運搬に関すること。
- (10) 液化石油ガスの意見書に関すること。

- (11) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年兵庫県条例第 5 3 号）の規定により処理することとされる液化石油ガス等の事務に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、火災予防に関すること。

消防第 1 係

消防第 2 係

- (1) 消防警備及び災害防ぎょに関すること。
- (2) 消防訓練に関すること。
- (3) 救急救助業務に関すること。
- (4) 消防統計に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害その他の災害調査（川西市消防本部の組織等をに関する規則（昭和 4 5 年川西市規則第 2 8 号）第 3 条予防課の項第 1 3 号に規定する原因調査を除く。）に関すること。
- (6) 消防地水利に関すること。
- (7) 消防法（平成 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 8 条及び同法第 3 6 条において準用する同法第 8 条に規定する訓練並びに自治会、自主防災会等の訓練に関すること。
- (8) 消防機械器具の運用及び整備保全に関すること。
- (9) 応急手当の普及及び啓発に関すること。
- (10) 幼年消防クラブに関すること。
- (11) 火災予防に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、警防に関すること。

2 出張所の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 消防警備及び災害防ぎょに関すること。
- (2) 消防訓練に関すること。
- (3) 救急救助業務に関すること。
- (4) 火災の原因及び損害その他の災害調査（川西市消防本部の組織等をに関する規則（昭和 4 5 年川西市規則第 2 8 号）第 3 条予防課の項第 1 3 号に規定する原因調査を除く。）に関すること。
- (5) 消防地水利に関すること。
- (6) 消防法（平成 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 8 条及び同法第 3 6 条において準用する同法第 8 条に規定する訓練並びに自治会、自主防災会等の訓練に関すること。
- (7) 消防機械器具の運用及び整備保全に関すること。
- (8) 幼年消防クラブに関すること。
- (9) 火災予防に関すること。



川西市消防本部イメージキャラクター

「きんすけくん」

消 防 年 報

(平成26年版)

発 行 平成26年7月
編集・発行 川西市消防本部

〒666-0017

兵庫県川西市火打1丁目12-11

T E L 072 - 759 - 0119(代表)

F A X 072 - 757 - 3379